

職場教養及び実戦実習実施要綱の制定について（概要）

（平成27年7月31日 鹿務第635号）

本通達は、初任科を修了して警察署に配属された警察官の職場実習の実施及び初任補修科を修了した警察官の実戦実習の実施に関し必要な事項を定めたものである。

本通達の主な内容は、

- 実習の編成及び期間
- 教養体制
- 実施要領

等である。